

平成19年 6月 4日

# 株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町 1 番10号

## 平和不動産株式会社

取締役社長 金 原 策 太 郎

### 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます、同封の委任状用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成19年 6月27日(水曜日) 午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区日本橋兜町 1 番10号 日証館 7階 当社本店   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | <ol style="list-style-type: none"><li>第87期(平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件</li><li>会計監査人および監査役会の第87期連結計算書類監査結果報告の件</li></ol> |

#### 決 議 事 項

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件                        |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第 3 号議案 | 取締役 4 名選任の件                    |
| 第 4 号議案 | 退任取締役に對する慰勞金贈呈の件               |
| 第 5 号議案 | 役員賞与支給の件                       |
| 第 6 号議案 | 当社株式の大量買付行為に關する対応策(買収防衛策)の導入の件 |

各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に關する参考書類」(38頁から58頁まで)に記載のとおりでありますのでご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を委任状用紙と切り離さずに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.heiwa-net.co.jp/>)にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事 業 報 告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益の改善と設備投資の増加など引き続き好調に推移し、雇用環境も改善し、家計・個人消費への波及も期待される段階にあり、景気拡大局面がいざなぎ景気を超える戦後最長の景気回復下にあります。

こうした中、不動産業界におきましても、ビル賃貸事業分野では、企業のオフィス拡張意識は引き続き旺盛で、空室率の低下傾向は全国的に波及し、特に都心部においては賃料水準の上昇傾向も顕著になってまいりました。

住宅事業分野では、全国の住宅地が平成3年以来16年ぶりに上昇に転じるなど地価反転が鮮明となる中、首都圏を中心にマンション販売価格も上昇傾向が顕著になってまいりましたが、住宅取得期を迎えた団塊ジュニア世代などの需要が底堅く、全般的に好調に推移してまいりました。

また、不動産証券化市場では、東証REIT指数が最高値を更新し、その後も高水準で推移する一方、国内外の不動産私募ファンドも投資を加速させる傾向にあります。

当社グループの各事業部門の状況は、次のとおりであります。

#### (ビル賃貸事業部門)

本部門においては、「パークイースト札幌」等の通期稼働および大阪証券取引所ビルの稼働率向上、また、大阪・福岡における新規物件の取得等による賃貸料が寄与しました。

これにより、証券取引所賃貸収益は51億74百万円（前期比 同額）、一般賃貸収益は80億81百万円（同7億61百万円、10.4%増）、商業施設賃貸収益は33億12百万円（同42百万円、1.3%増）となり、これに土地賃貸収益等を加えたビル賃貸事業収益は、166億98百万円（同2億72百万円、1.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度末の賃貸用ビルの空室率は1.4%であります。

#### (住宅事業部門)

本部門においては、「フォーサイトパークスさいたま新都心」（埼玉県さいたま市浦和区・72戸）、「ビー・サイト」（同川口市元郷・43戸）など合計118戸のマンションを販売するにとどまりましたため、不動産売上高は49億6百万円（前期比116億9百万円、70.3%減）となりました。

一方、前期から業容拡大に取り組んでおります賃貸住宅事業収益は、4億16百万円（同2億78百万円、202.4%増）となり、これらに付随した収益を合わせました住宅事業部門収益は、54億36百万円（同112億93百万円、67.5%減）となりました。

#### （資産開発・証券化事業部門）

本部門においては、当社が主要スポンサーとなっているクレッシエンド投資法人と当社の不動産私募ファンドである平和セレクトファンドの資産規模がそれぞれ順調に拡大しており、その資産に係るマネジメント業務や投入する不動産の取得と開発を通じて得られた収益は、74億22百万円（前期比55億45百万円、295.3%増）となりました。

#### （その他の事業部門）

不動産仲介事業では、事業法人や投資ファンドへの営業強化を図りました結果、その収入は3億81百万円（前期比2億53百万円、198.3%増）となりました。

請負工事建物管理事業は16億2百万円（同5億25百万円、48.8%増）、介護付有料老人ホーム事業は3億28百万円（同13百万円、4.3%増）、その他の売上を加えました本部門の収益は23億54百万円（同7億88百万円、50.3%増）となりました。

以上により、当連結会計年度における当社グループ全体の状況は次のとおりとなりました。

営業収益は319億12百万円（前期比46億87百万円、12.8%減）、売上原価は190億81百万円（同51億73百万円、21.3%減）、販売費および一般管理費は31億92百万円（同5億26百万円、14.2%減）となりました。

この結果、営業利益は96億37百万円（同10億12百万円、11.7%増）、経常利益は81億64百万円（同5億94百万円、7.9%増）となりました。これに「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用してたな卸資産評価損3億98百万円を計上、当期純利益は45億34百万円（同3億30百万円、7.9%増）となりました。

#### (2) 対処すべき課題

わが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等により長期的回復軌道にあります。雇用や消費に遅れがみられるものの、当面、拡大基調は継続する見通しで、再び本格的回復に向け動き始めています。

こうしたなか、当社のさらなる企業価値の向上を図るべく、2005年11月、当社は、2009年（平成21年）3月期を最終年度とする中期経営計画「Growth 2009」を策定しました。

その基本戦略は次のとおりであります。

- (1) ビル賃貸事業において、積極的に収益ビルを取得、開発し、資産の増大を図るとともに保有資産価値の向上に努める。
- (2) 住宅事業において、ベストパートナーとのコラボレーションによる住宅開発を行うとともに、新たに自社単独の住宅開発および賃貸住宅事業に進出し、収益の拡大と安定化を図る。
- (3) 資産開発・証券化事業において、証券化手法を活用した新規事業を積極的に展開し、収益機会の拡大と一層の収益源の多様化を目指す。
- (4) 財務運営において、円滑かつ多様な資金調達により新規投資資金の確保と株主資本の充実を図るとともに、約定弁済等により有利子負債を極力削減し、財務基盤を一層強化する。

当社の最大の課題は本計画の達成であり、そのために次のように具体的に対応を図っております。

まず、ビル賃貸事業については、平成18年8月に札幌支店を新たに開設し、札幌エリアでの事業展開を積極的に推進するとともに、名古屋栄地区での名古屋証券取引所ビル新築プロジェクトやオフィスビルの取得および大阪北浜地区における（仮称）ホテルブライトンシティ大阪北浜など新規事業も進めており、業容の拡大、収益力の強化を目指すとともに都市・地域再生にも積極的に貢献すべく取り組んでおります。

また、住宅開発事業については、ベストパートナーとのコラボレーションによる住宅開発に引き続き取り組んでいくとともに新たに自社単独の住宅開発事業にも進出します。

さらに、賃貸住宅事業では多様化・高度化するお客様のニーズに応えるべく、高品質の物件を提供することはもちろんのこと、わが国初のコンバージョンによる「コレクティブハウス」という新しい事業分野へ進出いたしました。

資産開発・証券化事業については、証券化手法を活用した開発事業等を積極的に展開するとともに、プライベートファンドである平和セレクトファンドについても資産規模拡大を図るなど、開発事業やマネジメント業務による収益の拡大に向け、戦略的な展開を図っていきます。

その他、子会社である平和サービス株式会社は、当社のビル管理や改修、プロパティマネジメント等の業務に係わって、グループ全体の企業価値の向上に引き続き寄与してまいります。平和ヘルスケア株式会社の介護付有料老人ホーム事業については、少子高齢化の進展するなかで、これまでの高い信頼と良質なサービスを引き続き提供するとともに、小規模多機能型居宅介護サービスなど新たな事業展開も図っております。

### (3) 設備投資の状況

大阪において「アンダーツリー梅田第一ビル」の取得、また、「アンテナア三田慶大前」ほかの賃貸マンションの取得など、総額150億32百万円の設備投資を行いました。

### (4) 資金調達の状況

当社は、平成18年8月14日に第6回無担保社債（総額200億円、償還期限平成22年8月13日、利率年1.89%）を発行いたしました。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別 第 84 期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	第 85 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	第 86 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第 87 期 (当連結会計年度) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
営 業 収 益	百万円 24,408	百万円 21,352	百万円 36,599	百万円 31,912
経 常 利 益	百万円 4,908	百万円 4,853	百万円 7,570	百万円 8,164
当 期 純 利 益	百万円 2,504	百万円 3,006	百万円 4,203	百万円 4,534
1株当たり当期純利益	21円86銭	26円40銭	34円64銭	31円90銭
総 資 産	百万円 174,319	百万円 172,560	百万円 186,476	百万円 213,298
純 資 産	百万円 39,866	百万円 42,094	百万円 62,100	百万円 67,014
1株当たり純資産	356円21銭	376円81銭	437円80銭	461円01銭

(注) 第87期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日企業会計基準委員会 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(同 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
平和サービス株式会社	百万円 134	% 93.2	建物設備の保守管理、改修 工事請負
平和ヘルスケア株式会社	70	93.2	介護付有料老人ホーム運営
株式会社大阪証券会館	100	100.0	建物設備の賃貸、管理、運営
有限会社タイタン	3		匿名組合契約による不動産 を信託財産とする信託受益 権の取得、保有、管理
有限会社エイチツー	3		匿名組合契約による不動産 を信託財産とする信託受益 権の取得、保有、管理

(注) 1. 平和ヘルスケア株式会社の議決権比率は、間接保有割合93.2%を含めたものであります。

2. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会実務対応報告第20号)に基づき、資産開発・証券化事業に資するために設立していた有限会社タイタンと有限会社エイチツーを連結子会社としました。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
ビル賃貸事業部門	証券取引所ビル、一般オフィスビル、商業施設の賃貸、管理、運営
住宅事業部門	マンション、戸建住宅等の分譲、賃貸
資産開発・証券化事業部門	収益用不動産の開発、資産運用およびマネジメント事業
その他の事業部門	土地建物の売買・賃貸借の仲介、建物設備の保守管理・改修工事請負、介護付有料老人ホーム事業

(8) 主要な営業所

当 社	本 店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区	大阪支店：大阪市中央区 福岡支店：福岡市中央区
平和サービス株式会社	本 店：東京都中央区	大阪支店：大阪市中央区
平和ヘルスケア株式会社	千葉県我孫子市	
株式会社大阪証券会館	大阪市中央区	
有 限 会 社 タ イ タ ン	東京都中央区	
有 限 会 社 エ イ チ ツ ー	東京都中央区	

(注) 当社の札幌支店は、平成18年8月10日に開設しました。

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減
175名	+22名

- (注) 1. 使用人数は、就業者数であります。  
2. 当社の使用人(就業者)の状況は、次のとおりであります。

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	+1名	40.4歳	14.0年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	14,786
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,240
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	10,600
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	8,462
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	4,880
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,886
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	2,300

(注) 株式会社東京スター銀行の借入額23億円は、ノンリコースローンによるものであります。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 299,171,000株
- (2) 発行済株式の総数 145,770,261株  
 (注) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、前期末比3,673,142株増加いたしました。
- (3) 株主数 27,257名 (前期末比 1,883名減)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数
	千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,176
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,919
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン 610	3,548
ク ラ リ デ ン バ ン ク	3,387
ド イ ツ 証 券 株 式 会 社	2,375
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	2,362
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ	2,291
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	2,229
大 和 生 命 保 険 株 式 会 社	2,139
クレディ スイス セキュリティズ(ヨーロッパ)リミテッド	1,751

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 役員が保有している新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
現に発行している新株予約権は、次のとおりであります。

名 称	平和不動産株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
発行決議の日	平成16年6月8日
新株予約権付社債の残高	1,777百万円
新株予約権の数	1,777個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,846,320株
新株予約権の発行価額	無償

（注）新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権付社債の残高を、転換価額462円で除したものであります。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況	
井 阪 健 一	* 取締役相談役	株式会社大阪証券会館 取締役 社長	
金 原 策 太 郎	* 取締役社長		
高 橋 宏 普	* 専務取締役 (総括・事業開発部長)		
植 田 雅 士	常務取締役 (大阪支店・福岡支店担当)		
早 川 孝	取締役 (ビル企画部長) (ビルディング事業部・名古屋 支店・札幌支店担当)		
南 野 和 男	取締役 (財務部長)		
日 野 武 夫	取締役 (住宅開発第二部長) (住宅開発第一部・賃貸住宅事 業部担当)		
梅 原 馨	取締役		共和証券株式会社 取締役社長
中 島 一 行	監査役(常勤)		
金 田 尚 武	監査役		
角 谷 正 彦	監査役		

- (注) 1. \*印は、代表権を有する取締役であります。  
 2. 取締役のうち梅原馨氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役のうち金田尚武氏および角谷正彦氏は、社外監査役であります。  
 4. 社外監査役角谷正彦氏は、大蔵省証券局長や国税庁長官等を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 期中就任取締役 網野茂樹(平成18年6月28日就任)  
 6. 期中就任監査役 角谷正彦(平成18年6月28日就任)

##### (2) 事業年度中に辞任により退任した取締役および監査役

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当	退 任 日
監 査 役	渡 邊 靖 國		平成18年6月28日
取 締 役	網 野 茂 樹	企画担当	平成19年3月31日

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	9名	239百万円	内、社外 1名 7百万円
監 査 役	3名	38百万円	内、社外 2名 13百万円
合 計	12名	277百万円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第74回定時株主総会で月額15百万円以内(使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第82回定時株主総会で月額3百万円以内と決議いただいております。  
4. 上記報酬等の額には、以下のものも含んでおります。  
第87回定時株主総会において決議予定の役員賞与  
取締役 44百万円(内、社外取締役1百万円)  
監査役 8百万円(内、社外監査役2百万円)  
当事業年度に係る退職慰労引当金として計上した額  
取締役 62百万円(内、社外取締役0百万円)  
監査役 6百万円(内、社外監査役1百万円)

### (4) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役梅原馨氏は、共和証券株式会社の取締役社長を兼務しております。  
なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

他の会社の社外役員の兼任状況

取締役梅原馨氏は、株式会社東証コンピュータシステムの社外監査役であります。

監査役角谷正彦氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、みずほ証券株式会社、株式会社みずほフィナンシャルストラテジー、株式会社プロネクサス、石油資源開発株式会社および株式会社日本経済新聞社それぞれの社外監査役であります。

## 当事業年度における主な活動状況

### ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会出席回数	監査役会出席回数
取締役 梅原 馨	10回中10回	
監査役 金田 尚 武	10回中10回	7回中7回
監査役 角 谷 正 彦	5回中4回	4回中4回

### イ. 取締役会および監査役会における発言状況

取締役梅原馨氏は、自らの企業経営者としての見地から取締役会の意思決定のための幅広い助言を行っております。

監査役金田尚武氏は、これまでの企業の取締役や監査役の実験等から、取締役会の意思決定のために適宜質問を行っております。また、監査役会の適正性を確保するために協議を行っております。

監査役角谷正彦氏は、歴任した業務や監査役の実験等から、取締役会の意思決定のために適宜質問を行っております。また、監査役会の適正性を確保するために協議を行っております。

### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

20百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。また、公認会計士法違反等会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に付することを取締役会に請求します。

取締役会は、公認会計士法違反等会計監査人として適当でないと判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に付します。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、このような体制の下、業務の適法性・効率性の確保ならびにリスク管理に努めるとともに、当社を取り巻く環境変化に対応し、不断の見直しを行い、一層の体制整備の徹底・充実を図ることとします。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、その社会的役割・使命を果たすためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、一人一人の取締役および職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確保に努めています。

取締役および職員が法令・定款の遵守の徹底を図るため、「企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」を作成するとともに、取締役および職員が、法令・定款等に係るコンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を構築しています。

また、当社は、監査役が、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室を設置し、内部統制システムが有効に機能しているか確認・監視を行います。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「りん議決裁規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書保存・廃棄取扱基準」等に基づき、定められた期間、適切に保存・管理します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法等の改訂を行います。

内部監査室の監査により、法令・定款等の違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について、内部監査室を通じ、担当部署に通報される体制を構築しています。

また、当社は、平時においては、各部門が有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「経営危機管理規程」等に基づき、会社全体としての対応を図ります。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を定例および適宜臨時に開催し、取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行は、「職制規程」、「事務分掌規程」等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めています。

中期経営計画および年度事業計画をそれぞれ立案し、全社的な目標を設定します。

その執行状況については、取締役会等に報告を行います。

## 5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自律的な内部統制システムを整備することを基本とします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことおよび監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として、「監査役室」を設置し、その職務を遂行する職員を配置します。

監査役の職務を補助すべき職員の任命および異動に関しては、監査役の同意を必要とし、また、その評定については、監査役の意見を十分に聴取します。

7. 監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録の写しを受領します。また、監査役はりん講書等の写しを受領し、それに対する報告等を求めることができます。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告を行います。

監査役は、必要に応じ、内部監査室または会計監査人と協議の場を持ちます。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2005年11月に策定した3か年中期経営計画「Growth 2009」のもとで、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保のための取組みを一層推進してまいり所存であります。当社としては、このような中期経営計画の着実な実現に向けた様々な取組みが、当社の企業価値ひいては株主価値の向上につながり、株主の皆様を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

当社取締役会は、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保に資さない買収者から、当社の使命や企業価値、ならびに株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守ることは、株主の皆様から当社の経営を任された者として当然の責務と考えております。また、昨今、相手先企業との十分な協議を行うことなく株式の大量買付けが突然行われるケースがあります。このような場合、かかる買付けの提案に応ずるか否かは最終的には株主の皆様のご判断によるものと考えております。しかし、株主の皆様が、その買収の目的や条件等の情報を十分に把握した上、当社の使命や企業価値、株主共同の利益を毀損しないかどうかなどを慎重に検討し、適切に判断を行うためにも、買収を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を、予め明確かつ具体的に示し、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要な情報と、相当な期間を確保することが必要と考えます。

そこで、株主の皆様が買収提案に関し適正な判断を行えるようにすることに加え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することになるような悪質な大量買付けを抑止することを目的とした買収防衛策の導入を検討しております。

なお、この買収防衛策の導入に際しては、株主の皆様のご承認を得ることを条件に導入することを予定しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		百万円	百万円
流動資産	29,981	流動負債	47,712
現金・預金	3,157	支払手形	159
営業未収金	216	営業未払金	1,223
有価証券	1,037	1年以内に償還予定の普通社債	10,000
販売用不動産	2,185	短期借入金	20,970
販売用不動産仮勘定	22,033	1年以内に返済予定の長期借入金	10,100
未成工事支出金	0	未払金	293
商 品	3	未払法人税等	1,985
繰延税金資産	754	未払消費税等	138
前払費用	264	未払費用	203
短期貸付金	113	未成工事受入金	3
未収金	176	前受金	1,259
その他の流動資産	50	短期預り金	1,109
貸倒引当金	12	役員賞与引当金	52
固定資産	183,317	賞与引当金	214
有形固定資産	165,684	固定負債	98,571
建物設備	75,934	社債	40,000
構築物	526	新株予約権付社債	1,777
機械装置	634	長期借入金	30,085
運搬用具	6	保証金	4,419
器具備品	410	敷金	16,345
土地	87,617	繰延税金負債	917
建設仮勘定	554	再評価に係る繰延税金負債	4,338
無形固定資産	3,766	退職慰労引当金	409
借地権	3,715	退職給付引当金	276
その他の無形固定資産	50	負ののれん	2
投資その他の資産	13,867	負債合計	146,284
投資有価証券	11,165	純 資 産 の 部	
出資金	1,174	百万円	
繰延税金資産	73	株主資本	59,540
その他の投資等	1,455	資本金	14,935
貸倒引当金	0	資本剰余金	13,162
資産合計	213,298	利益剰余金	31,726
		自己株式	284
		評価・換算差額等	7,428
		その他有価証券評価差額金	1,104
		土地再評価差額金	6,323
		少数株主持分	45
		純資産合計	67,014
		負債および純資産合計	213,298

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円	百 万 円
営 業 収 益			
ビル賃貸事業収益	16,698		
住宅事業収益	5,436		
資産開発・証券化事業収益	7,422		
その他の事業収益	2,354		31,912
売 上 原 価			
ビル賃貸事業原価	8,579		
住宅事業原価	4,230		
資産開発・証券化事業原価	4,686		
その他の事業原価	1,584		19,081
売 上 総 利 益			12,830
販売費および一般管理費			3,192
営 業 利 益			9,637
営 業 外 収 益			
受取利息および受取配当金	134		
負ののれん償却額	1		
持分法による投資利益	28		
出資分配益	1		
雑益	43		209
営 業 外 費 用			
社債利息	713		
支払利息	858		
社債発行費	94		
貸倒引当金繰入額	0		
雑損	15		1,682
経 常 利 益			8,164
特 別 利 益			
投資有価証券売却益	30		
賞与引当金戻入益	1		31
特 別 損 失			
たな卸資産評価損	398		
固定資産除却損	29		428
税金等調整前当期純利益			7,767
法人税、住民税および事業税			3,334
法人税等調整額			105
少数株主利益			4
当 期 純 利 益			4,534

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	14,086	12,314	28,739	199	54,941
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	848	848			1,696
剰余金の配当			1,488		1,488
役員賞与			58		58
当期純利益			4,534		4,534
連結子会社の増加に伴う増加高			0		0
自己株式の取得				85	85
土地再評価差額金の取崩し			0		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	848	848	2,987	85	4,598
平成19年3月31日残高	14,935	13,162	31,726	284	59,540

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	835	6,323	7,159	44	62,145
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					1,696
剰余金の配当					1,488
役員賞与					58
当期純利益					4,534
連結子会社の増加に伴う増加高					0
自己株式の取得					85
土地再評価差額金の取崩し					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	269	0	269	0	269
連結会計年度中の変動額合計	269	0	269	0	4,868
平成19年3月31日残高	1,104	6,323	7,428	45	67,014

## 【連結注記表】

### 1. 継続企業の前提

重要な疑義を抱かせる事象または状況は存在しません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数... 5社

連結子会社の名称... 平和サービス(株)、平和ヘルスケア(株)、(株)大阪証券会館、  
(有)タイタン、(有)エイチツー

なお、当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。これにより、(有)タイタンおよび(有)エイチツーについては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

非連結子会社の名称...(有)カシオペア・インベストメント

(連結の範囲から除いた理由)

(有)カシオペア・インベストメントは小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社の数..... 1社

持分法適用の非連結子会社の名称...(有)カシオペア・インベストメント

なお、当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。これにより、(有)カシオペア・インベストメントについては、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社としております。

持分法適用の関連会社の数..... 1社

持分法適用の関連会社の名称...カナル投信(株)

なお、カナル投信(株)については、当連結会計年度において株式取得により関連会社となったため、持分法を適用しております。

#### (3) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的債券...償却原価法を採用しております。

その他有価証券

a. 時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。)を採用しております。

b. 時価のないもの...主として総平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

主として総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...定率法を採用しております。ただし、東京証券取引所ビルほか2棟のビルおよび平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。なお、連結子会社については、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物設備および構築物	8～50年
機械装置および運搬具	6～15年
器具備品	5～15年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産...定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費...支払時に全額費用処理しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金...営業未収入金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金...従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職慰労引当金...役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金...従業員および年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を計上しております。なお、連結子会社のうち1社は中小企業退職金共済制度を採用しており、退職給付引当金を計上しておりません。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

...リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

...税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(8) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(9) 会計処理の変更

役員賞与に関する会計基準

…当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、52百万円減少しております。

たな卸資産の評価に関する会計基準

…「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。

この結果、従来基準に比べて、税金等調整前当期純利益は398百万円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

…当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

また、従来「資本の部」の合計に相当する金額は66,968百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

…当連結会計年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、会社計算規則の施行に伴う連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

前連結会計年度において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当連結会計年度より「株主資本」に対する控除項目として「株主資本」の末尾に表示しております。

投資事業組合等の出資に係る会計処理

…当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)に基づき、(有)タイタンおよび(有)エイチツーを連結子会社に、(有)カシオペア・インベストメントを持分法適用の非連結子会社にしております。

この変更により、従来会計処理によった場合に比べて、総資産が2,518百万円、売上高が1,997百万円、経常利益および税金等調整前当期純利益が0百万円増加しております。

### 3. 連結貸借対照表

#### (1) 担保に供されている資産に係る事項

##### 担保に供されている資産

販売用不動産仮勘定	3,451百万円
建物設備	13,990百万円
土地	30,176百万円
合計	47,619百万円

##### 担保に係る債務

1年以内に返済予定の長期借入金	5,740百万円
長期借入金	12,100百万円
保証金	3,405百万円
敷金	2,293百万円
合計	23,539百万円

#### (2) 減価償却累計額

有形固定資産	49,471百万円
無形固定資産	45百万円
長期前払費用	352百万円
合計	49,869百万円

#### (3) 保証債務

次のとおり銀行借入に対し、保証を行っております。

平和不動産㈱職員向住宅融資利用者	514百万円
合計	514百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書

#### (1) 発行済株式の数

普通株式	145,770,261株
------	--------------

#### (2) 自己株式の数

普通株式	507,762株
------	----------

#### (3) 剰余金の配当

##### 配当金支払額

a. 平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	779百万円
・1株当たりの配当額	5.5円
・基準日	平成18年3月31日
・効力発生日	平成18年6月29日

b. 平成18年10月30日の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	709百万円
・1株当たりの配当額	5円
・基準日	平成18年9月30日
・効力発生日	平成18年12月1日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	726百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たりの配当額	5円
・ 基準日	平成19年3月31日
・ 効力発生日	平成19年6月28日

5. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	461.01円
(2) 1株当たり当期純利益	31.90円

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	28,746	流動負債	46,950
現金・預金	2,091	支払手形	159
営業未収入金	139	営業未払金	1,009
有価証券	991	1年以内に償還予定の普通社債	10,000
販売用不動産	2,185	短期借入金	20,800
販売用不動産仮勘定	22,033	1年以内に返済予定の長期借入金	10,100
前払費用	256	未払金	242
繰延税金資産	733	未払法人税等	1,933
短期貸付金	112	未払消費税等	37
未収金	168	未払費用	186
その他の流動資産	47	前払受領金	1,209
貸倒引当金	12	短期預り金	1,045
固定資産	180,904	役員賞与引当金	48
有形固定資産	161,177	賞与引当金	178
建物設備	74,608	固定負債	96,163
構築物	514	社債	40,000
機械装置	634	新株予約権付社債	1,777
車両運搬具	6	長期借入金	27,785
器具備品	374	長期預り金	20,672
土地	84,540	繰延税金負債	937
建設仮勘定	497	再評価に係る繰延税金負債	4,338
無形固定資産	3,762	退職慰労引当金	382
借地権	3,715	退職給付引当金	270
その他の無形固定資産	46	負債合計	143,113
投資その他の資産	15,964	純 資 産 の 部	
投資有価証券	9,448	百万円	
関係会社株式	1,218	株主資本	59,122
関係会社出資金	2,722	資本金	14,935
出資金	1,174	資本剰余金	13,162
その他の投資等	1,401	資本準備金	13,162
貸倒引当金	0	利益剰余金	31,309
資産合計	209,650	利益準備金	1,453
		その他利益剰余金	29,855
		固定資産圧縮積立金	1,295
		固定資産特別償却準備金	94
		研究開発積立金	30
		別途積立金	23,115
		繰越利益剰余金	5,320
		自己株式	284
		評価・換算差額等	7,414
		その他有価証券評価差額金	1,090
		土地再評価差額金	6,323
		純資産合計	66,537
		負債および純資産合計	209,650

# 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
ビル賃貸事業収益	16,598	
住宅事業収益	5,406	
資産開発・証券化事業収益	5,334	
流通事業収益	381	27,721
売 上 原 価		
ビル賃貸事業原価	8,750	
住宅事業原価	4,203	
資産開発・証券化事業原価	2,658	15,612
売 上 総 利 益		12,109
販売費および一般管理費		2,697
営 業 利 益		9,411
営 業 外 収 益		
受取利息および受取配当金	161	
業 務 受 託 収 入	91	
出 資 分 配 益	1	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	26	280
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	713	
支 払 利 息	796	
社 債 発 行 費	94	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	8	1,614
経 常 利 益		8,078
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 評 価 損	398	
固 定 資 産 除 却 損	29	428
税 引 前 当 期 純 利 益		7,680
法人税、住民税および事業税		3,264
法 人 税 等 調 整 額		89
当 期 純 利 益		4,505

# 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高	百万円 14,086	百万円 12,314	百万円 12,314
事業年度中の変動額			
新株の発行	848	848	848
剰余金の配当			
役員賞与			
固定資産圧縮積立金の取崩し			
固定資産特別償却準備金の積立て			
固定資産特別償却準備金の取崩し			
別途積立金の積立て			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩し			
当期純利益			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	848	848	848
平成19年3月31日残高	14,935	13,162	13,162

	株 主 資 本									
	利 益 準 備 金	利益剰余金						利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その他利益剰余金					繰越利益 剰 余 金			
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 特 別 償 却 準 備 金	研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金					
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
平成18年3月31日残高	1,453	1,365	114	30	20,115	5,266	28,345	199	54,547	
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行									1,696	
剰余金の配当						1,488	1,488		1,488	
役 員 賞 与						52	52		52	
固定資産圧縮積立金の取崩し		69				69				
固定資産特別償却準備金の積立て			23			23				
固定資産特別償却準備金の取崩し			42			42				
別途積立金の積立て					3,000	3,000				
自己株式の取得								85	85	
土地再評価差額金の取崩し						0	0		0	
当期純利益						4,505	4,505		4,505	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計		69	19		3,000	53	2,963	85	4,575	
平成19年3月31日残高	1,453	1,295	94	30	23,115	5,320	31,309	284	59,122	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	百万円 803	百万円 6,323	百万円 7,127	百万円 61,675
事業年度中の変動額				
新株の発行				1,696
剰余金の配当				1,488
役員賞与				52
固定資産圧縮積立金の取崩し				
固定資産特別償却準備金の積立て				
固定資産特別償却準備金の取崩し				
別途積立金の積立て				
自己株式の取得				85
土地再評価差額金の取崩し				0
当期純利益				4,505
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	286	0	286	286
事業年度中の変動額合計	286	0	286	4,862
平成19年3月31日残高	1,090	6,323	7,414	66,537

## 【個別注記表】

### 1. 継続企業の前提

重要な疑義を抱かせる事象または状況は存在しません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### 有価証券

- ・ 満期保有目的債券...償却原価法を採用しております。
- ・ 関係会社株式（子会社株式および関連会社株式）  
...総平均法による原価法を採用しております。
- ・ その他有価証券
  - a. 時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。）を採用しております。
  - b. 時価のないもの...総平均法による原価法を採用しております。

##### たな卸資産

総平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...定率法を採用しております。ただし、東京証券取引所ビルほか2棟のビルおよび平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物設備および構築物	8～50年
機械装置および運搬具	6～15年
器具備品	5～15年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産...定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費...支払時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金...営業未収入金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金...従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職慰労引当金...役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金...従業員および年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

...リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

...税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(6) 会計処理の変更

役員賞与に関する会計基準

...当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。  
この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、48百万円減少しております。

たな卸資産の評価に関する会計基準

...「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。  
この結果、従来の基準に比べて、税引前当期純利益は398百万円減少しております。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

...当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

また、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は66,537百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

…当事業年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、会社計算規則の施行に伴う貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

前事業年度において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当事業年度より「株主資本」に対する控除項目として「株主資本」の末尾に表示しております。

### 3. 貸借対照表

#### (1) 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産

販売用不動産仮勘定	3,451百万円
建物設備	13,293百万円
土地	27,363百万円
合計	44,108百万円

担保に係る債務

1年以内に返済予定の長期借入金	5,740百万円
長期借入金	9,800百万円
保証金	3,405百万円
敷金	2,293百万円
合計	21,239百万円

#### (2) 減価償却累計額

有形固定資産	47,884百万円
無形固定資産	44百万円
長期前払費用	344百万円
合計	48,273百万円

#### (3) 保証債務

次のとおり銀行借入に対し、保証を行っております。

平和ヘルスケア㈱(子会社)	170百万円
平和不動産㈱職員向け住宅融資利用者	514百万円
合計	684百万円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

金銭債権	71百万円
金銭債務	225百万円

#### 4. 損益計算書

##### 関係会社との取引高

営業取引	4,682百万円
営業取引以外の取引	124百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書

##### (1) 発行済株式の数

普通株式	145,770,261株
------	--------------

##### (2) 自己株式の数

普通株式	507,762株
------	----------

##### (3) 剰余金の配当

###### 配当金支払額

a. 平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

###### 普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	779百万円
・ 1株当たりの配当額	5.5円
・ 基準日	平成18年3月31日
・ 効力発生日	平成18年6月29日

b. 平成18年10月30日の取締役会において、次のとおり決議しております。

###### 普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	709百万円
・ 1株当たりの配当額	5円
・ 基準日	平成18年9月30日
・ 効力発生日	平成18年12月1日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

###### 普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	726百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たりの配当額	5円
・ 基準日	平成19年3月31日
・ 効力発生日	平成19年6月28日

#### 6. 税効果会計

##### (1) 繰延税金資産

たな卸資産評価損	528百万円
未払事業税	157百万円
賞与引当金	72百万円
その他	24百万円
合計	733百万円

(2) 繰延税金負債	
減損損失	445百万円
固定資産圧縮積立金	866百万円
その他有価証券評価差額金	748百万円
その他	231百万円
合計	937百万円
7. リースにより使用する固定資産	
(1) 取得原価相当額	70百万円
(2) 減価償却累計額相当額	47百万円
(3) 未経過リース料相当額	22百万円
8. 関連当事者との取引	
該当する重要な取引はありません。	
9. 1株当たり情報	
(1) 1株当たり純資産額	458.04円
(2) 1株当たり当期純利益	31.69円
10. 重要な後発事象	
該当事項はありません。	

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村本 泰雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」が平成20年3月31日以前に開始する会計年度に係る連結計算書類から適用できることとなったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村本泰雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることとなったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き調査を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

平和不動産株式会社 監査役会

常勤監査役	中島	一行	Ⓔ
社外監査役	金田	尚武	Ⓔ
社外監査役	角谷	正彦	Ⓔ

以上

以上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

平和不動産株式会社  
取締役社長 金原策太郎

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開に備えた内部留保に配慮を行う中で、業績の推移を踏まえつつ、株主の皆様への利益還元を行ってまいりたいと考え、連結配当性向30%以上を目途とし、また、1株当たり配当金につきましては年間10円は安定的に維持していきたいと考えており、当期の期末配当金については次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額726,312,495円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、前事業年度と同様に1株につき金10円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### 第6条

当社の発行済株式総数は145,770,261株であり、発行可能株式総数299,171,000株の約49%であります。今後の資金調達をはじめ経営上の諸施策を円滑に遂行するとともに「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る新株予約権の発行に備えるため、発行可能株式総数を550,000,000株にするものであります。

##### 第19条および第22条

当社は、急速に変化する経営環境において、経営と業務執行に関する機能と責任を分離し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しました。この制度を一層効果的に運営すべく、取締役の員数を削減するとともに、役付取締役の規定を改めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億9,917万1,000株</u>とする。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億5,000万株</u>とする。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めることができる。</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役井阪健一、早川孝、南野和男および日野武夫の4氏が任期満了となるのに加え、経営陣の強化と今後の事業展開を図るため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
早 川 孝 (昭和23年12月7日生)	<p>昭和47年3月 当社入社</p> <p>平成7年7月 当社住宅事業部長</p> <p>平成12年7月 当社ビルディング事業部長</p> <p>平成13年6月 当社取締役ビルディング事業部長</p> <p>平成14年6月 当社取締役営業本部長中部地区担当</p> <p>平成17年6月 当社取締役ビル企画部長</p> <p>平成19年4月 当社取締役執行役員、ビル企画部・ビルディング事業部・名古屋支店・札幌支店担当、現在に至る</p>	25,050株
南 野 和 男 (昭和24年9月25日生)	<p>昭和47年4月 当社入社</p> <p>平成7年7月 当社財務部長</p> <p>平成13年6月 当社取締役財務部長</p> <p>平成19年4月 当社取締役執行役員、財務部担当、現在に至る</p>	33,550株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
日 野 武 夫 (昭和23年12月14日生)	平成2年9月 当社入社 平成10年4月 当社ビル企画室長 平成13年6月 当社取締役ビル企画部長 平成18年4月 当社取締役住宅開発第二部長 平成19年4月 当社取締役執行役員、住宅開発第一部・住宅開発第二部・賃貸住宅事業部担当、現在に至る	18,500株
吉 野 貞 雄 (昭和19年6月19日生)	昭和42年4月 東京証券取引所入所 平成11年5月 同所常務理事 平成13年11月 株式会社東京証券取引所常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役専務（最高財務責任者） 平成17年12月 日本証券決済株式会社顧問、現在に至る	0株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される井阪健一氏および平成19年3月31日に取締役を辞任された網野茂樹氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
井 阪 健 一	平成11年6月 当社取締役社長 平成18年6月 当社取締役相談役、現在に至る
網 野 茂 樹	平成18年6月 当社取締役 平成19年3月 当社取締役、辞任

#### 第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、取締役8名に対し、4,456万円（内、社外取締役1名に対する額105万円）、監査役3名に対し835万円（内、社外監査役2名に対する額210万円）を支給させていただきたく存じます。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、当社の企業価値の向上ならびに株主の皆様様の共同の利益確保を目的として「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、平成19年5月17日開催の取締役会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件に導入することを決定いたしました。本プランの導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの導入を決定した理由および本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、後掲（43頁から58頁まで）の「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」をご高覧賜りたく存じます。

#### 1. 企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所、そのビルのオーナー企業として、1947年（昭和22年）に創立されてから、今年で60周年を迎えることになりました。

この間、当社は、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足していただける生活空間を提供する」という経営理念の下、不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の3部門を基幹事業とし、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、多くのユーザーから確かな信頼のもと高い評価を得て事業展開を行ってまいりました。

また、当社は更なる企業価値の増大と株主共同の利益の確保を目指し、2005年11月に、2009年3月期までの3か年中期経営計画「Growth 2009」を策定いたしました。

この計画では、今後の当社の企業価値の持続的成長を図るための諸施策を示すとともに、「証券市場のダイナミズムを支える企業」としての当社の特長を活かしていくことを明確にしております。特に、ビル賃貸事業におきましては、その中核に証券取引所に対する施設賃貸事業があります。言うまでも無く、証券取引所は、我が国金融マーケットの根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、その施設を提供する当社においては、その社会的公器としての機能を維持・向上するために、施設面から支えるという重要な役割・使命が課せられております。このような観点から、現在、東京、大阪に続き、名古屋の証券取引所ビルの建替えを行っているところであります。

加えて、兜町（東京）、北浜（大阪）、伊勢町（名古屋）において、地域の活性化と業容の拡大、収益力の強化を目指し、オフィスビル、商業施設、ホテル等の開発などに鋭意取り組んでおります。

一方、お客様の不動産に係る価値観が多様化するなか、住宅開発事業においては、他社とのコラボレーションによる大規模マンション分譲の他、自社単独の住宅開発事業への進出、更に賃貸住宅事業分野においては、「コレクティブハウス」という新しい事業分野への展開にも取り組んでおります。

資産開発証券化事業については、証券化手法を活用した開発事業等を展開するとともに、アセットマネジメントなどのフィージビネスの一層の拡大を図っております。また、プライベートファンドについても資産拡大など戦略的展開を図っております。

当社としては、このような中期経営計画の着実な実現に向けた不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の様々な取組みが、当社の企業価値ひいては株主価値の向上につながり、株主を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

## 2. 本プランの導入の目的

当社は、前述のとおり3か年中期経営計画「Growth 2009」のもとで、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保のための取組みを一層推進してまいれる所存ですが、昨今、相手先企業との十分な協議を行うことなく、株式の大量買付けが突然行われるケースがあります。この買付提案に応ずるか否かは最終的には株主の皆様のご判断によるものと考えますが、当社の企業価値と株主共同の利益につながるものであれば、当社自身もこれを受け入れます。

しかし、この判断を下すためには、買収の目的や条件等の情報を十分に把握した上、当社の使命や企業価値、株主共同の利益を毀損しないかどうかなどを検討、当社としての意見を示す必要があります。

このように、当社は、買収を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を、明確かつ具体的に示した本プランの導入を、株主の皆様のご承認を条件として決定しました。

本プランは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し適正な判断を行えるようにすることに加え、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することになる悪質な大量買付けを抑止することを目的としております。

## 3. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする大量買付者に対し、当社が定める買付プロセスに従い、当社に事前に十分な情報提供を行っていただくとともに、この情報提供に基づき当社が、大量買付者が行う買付けに対する賛否について、十分な検討期間を確保することを目的とするものです。

この目的を達成するために、当社は、大量買付者が、買付プロセスを遵守しないと当社取締役会が判断した場合、または大量買付者が行う買付けが、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなどの濫用目的であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることとします（ただし、対抗措置を取らない場合もあります）。

なお、当社は、本プランの導入に際し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、この独立委員会による勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

以上

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

### 1. 企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保への取組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所、そのビルのオーナー企業として、1947年（昭和22年）に創立されてから、今年で60周年を迎えることになりました。

この間、当社は、「快適なオフィス環境と住もう人に心から満足していただける生活空間を提供する」という経営理念の下、不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の3部門を基幹事業とし、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、多くのユーザーから確かな信頼のもと高い評価を得て事業展開を行ってまいりました。

また、当社は更なる企業価値の増大と株主共同の利益の確保を目指し、2005年11月に、2009年3月期までの3か年中期経営計画「Growth 2009」を策定いたしました。

この計画では、今後の当社の企業価値の持続的成長を図るための諸施策を示すとともに、「証券市場のダイナミズムを支える企業」としての当社の特長を活かしていくことを明確にしております。特に、ビル賃貸事業におきましては、その中核に証券取引所に対する施設賃貸事業があります。言うまでも無く、証券取引所は、我が国金融マーケットの根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、その施設を提供する当社においては、その社会的公器としての機能を維持・向上するために、施設面から支えるという重要な役割・使命が課せられております。このような観点から、現在、東京、大阪に続き、名古屋の証券取引所ビルの建替えを行っているところであります。

加えて、兜町（東京）、北浜（大阪）、伊勢町（名古屋）において、地域の活性化と業容の拡大、収益力の強化を目指し、オフィスビル、商業施設、ホテル等の開発などに鋭意取り組んでおります。

一方、お客様の不動産に係る価値観が多様化するなか、住宅開発事業においては、他社とのコラボレーションによる大規模マンション分譲の他、自社単独の住宅開発事業への進出、更に賃貸住宅事業分野においては、「コレクティブハウス」という新しい事業分野への展開にも取り組んでおります。

資産開発証券化事業については、証券化手法を活用した開発事業等を展開するとともに、アセットマネジメントなどのフィービジネスの一層の拡大を図っております。また、プライベートファンドについても資産拡大など戦略的展開を図っております。

当社としては、このような中期経営計画の着実な実現に向けた不動産の賃貸・販売・資産開発証券化の様々な取組みが、当社の企業価値ひいては株主価値の向上につながり、株主を始めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

(Growth 2009)

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 連結売上高 : 320億円  | 5. EBITDA : 140億円以上 |
| 2. 連結営業利益 : 100億円 | 6. D/Eレシオ : 1.5倍以下  |
| 3. 連結経常利益 : 90億円  | 7. ROA : 5.0%以上     |
| 4. 連結当期純利益 : 50億円 | 8. ROE : 7.0%以上     |

## 2. 本プランの導入の目的

当社は、前述のとおり3か年中期経営計画「Growth 2009」のもとで、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益確保のための取組みを一層推進してまいりてまいる所存ですが、昨今、相手先企業との十分な協議を行うことなく、株式の大量買付けが突然行われるケースがあります。この買付提案に応ずるかどうかは最終的には株主の皆様のご判断によるものと考えますが、当社の企業価値と株主共同の利益につながるものであれば、当社自身もこれを受け入れます。

しかし、この判断を下すためには、買収の目的や条件等の情報を十分に把握した上、当社の使命や企業価値、株主共同の利益を毀損しないかなどを検討、当社としての意見を示す必要があります。

このように、当社は、買収を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を、明確かつ具体的に示した本プランの導入を決定しました。

本プランは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し適正な判断を行えるようにすることに加え、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することになる悪質な大量買付けを抑止することを目的としております。

なお、本プランは、関係諸法令、裁判例、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」等に則っております。

## 3. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする者（「4. 買付プロセス」において定義します。以下「大量買付者」といいます。）に対し、次の「4. 買付プロセス」に記載する手続（以下「買付プロセス」といいます。）に従い、当社に事前に十分な情報提供を行っていただくとともに、この情報提供に基づき当社が、大量買付者が行う買付けに対する賛否について、十分な検討期間を確保することを目的とするものです。

この目的を達成するために、当社は、大量買付者が、買付プロセスを遵守しないと当社取締役会が判断した場合、または大量買付者が行う買付けが、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなどの濫用目的で

あると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を取ることとします(ただし、対抗措置を取らない場合もあります)。なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

#### 4. 買付プロセス

##### (1) 定義

以下の または に該当する買付けを「大量買付け」といい、この大量買付けを提案する者または行う者を「大量買付者」といいます。

当社の株券等( 1)について、保有者( 2)とその共同保有者( 3)の株券等保有割合( 4)の合計が20%以上となる買付けその他の取得当社の株券等( 5)について、公開買付( 6)者とその特別関係者( 7)の株券等所有割合( 8)の合計が20%以上となる公開買付け

- 1 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- 2 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)
- 3 証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)
- 4 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- 5 証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
- 6 証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
- 7 証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)
- 8 証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

以下、別段の定めがない限り同様とします。

## (2) 大量買付者による情報提供

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面（以下「買付プロセス承諾書」といいます。）および下記の ~ に掲げる事項を記載した書面（以下「買付情報書」といいます。）を提出していただきます。書面はすべて日本語により作成していただきます。なお、「買付プロセス承諾書」または「買付情報書」が提出された場合は、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、ただちに株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会または独立委員会は、両書面を受領後10営業日以内に大量買付者に対して に掲げる情報を求めることがあります。また、その後、当社取締役会または独立委員会は、必要に応じ大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

大量買付者とそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社・共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（名称、住所、日本国内連絡先、資本関係、財務内容、事業内容、構成員など）

大量買付けの目的・方法・内容（大量買付けの対価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、大量買付方法の適法性、大量買付けの実行可能性など）

大量買付行為に関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方および内容

大量買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付けにより得られる予想シナジーの額・算定根拠など）

大量買付資金の裏づけ（実質提供者を含む資金提供者の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容など）

大量買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策（株式の売却や交換、上場廃止、事業の売却や撤退、事業方針の変更、資産の売却、負債額の変更、経営陣の変更など）

大量買付後の当社グループの利害関係者（従業員、取引先、顧客など）に関する方針

その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

## 5. 当社取締役会の判断

### (1) 独立委員会

#### 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入に際し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置します。

独立委員会委員は3名以上とします。

#### 独立委員会の権限等

独立委員会は、当社取締役会が大量買付けへの対抗措置を行うか否かを決定するに当たり、当該大量買付けが買付プロセスに従ったものであるかどうか、濫用目的に該当するかどうか等を検討の上決議し、その結果を当社取締役会に対する勧告として、その理由・根拠とともに当社取締役会に提示します。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会による上記勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会が上記検討を行う期間は、独立委員会が大量買付者による情報提供が完全に行われたと判断した日の翌日から起算した60営業日間とします。ただし、合理的な理由がある場合には、独立委員会はその検討期間を必要な範囲内で最長で30営業日間延長することができるものとします。延長する場合は、その理由および期間を開示いたします。独立委員会が上記検討を行う期間は、大量買付者には大量買付けを控えていただきます。

独立委員会の詳細については、別紙3「独立委員会規則」および別紙4「独立委員会の委員略歴」をご参照ください。

### (2) 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、当社の企業価値向上および株主共同の利益確保のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であること、その他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

### (3) 大量買付者が買付プロセスを遵守する場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合であっても、当該大量買付者が行う大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなどの濫用目的によるものと判断するときは、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、以下に掲げる場合に該当すると判断したとき、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

いわゆるグリーンメイラー。すなわち、大量買付けが株価をつり上げ、これを当社または当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合

いわゆる焦土化。すなわち、大量買付けが当社の経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付け者の利益を実現する経営を行うことを目的とする場合

大量買付けが当社の資産を大量買付け者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合

大量買付けが当社の不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、またはこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合

いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など、大量買付けが株主の皆様売却を事実上強要するおそれがある場合

大量買付け者の大量買付けの条件等（対価の価額・種類、対価の価額の算定根拠等）ならびに買付けの内容、時期および方法等が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分または不適当な場合

大量買付け者の支配権取得により、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員その他当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく損なわれることが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがある場合、または大量買付け者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大量買付け者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後する場合

大量買付け者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく損なうものである場合

大量買付け者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大量買付け者が当社の支配権を取得することが不適切である場合

その他上記 ないし に準じる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

## 6. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当等、法令等および当社定款上認められる対抗措置を用いる場合があります。

本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当の詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照ください。

## 7. 情報の開示について

当社は、上記5.(2)および(3)の独立委員会が取締役会に対して行った勧告内容、ならびに6. 本プランにおける対抗措置の具体的内容等について、ただちに株主の皆様を開示いたします。

## 8. 本プランの有効期間、廃止および改定

本プランの有効期間は、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただいた時から、平成20年度決算に関する当社定時株主総会（平成21年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランを廃止いたします。

なお、本プランの有効期間内において、法令や証券取引所の規則などの新設または改廃に伴い、本プランに定める条項または用語の意義等に改定を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で改定することができるものとします。

当社は、本プランが廃止または改定された場合には、ただちにその旨を株主の皆様を開示いたします。

## 9. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に与える影響

本プランの導入時点では新株予約権の割当ては行われませんので、株主の皆様または投資家の皆様の権利・利益には具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本プランに定める対抗措置の発動時（新株予約権の割当ておよび行使時）に与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、割当に係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様へ新株予約権を無償で割り当てるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。

新株予約権の割当時には、当社取締役会が新株予約権の割当決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割当て、新株予約権が無償にて割り当てられます。この場合において、本プランに違反した大量買付者およびこの者と一定の関係にある等の例外事由該当者は新株予約権を行使できないため、他の株主の皆様の新株予約権行使によって、結果的に大量買付者の法的権利または経済的利益に不利益が発生するおそれがあります。また、仮に、株主の皆様が、

権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的に当該株主の法的権利または経済的利益に不利益が発生するおそれがあります。

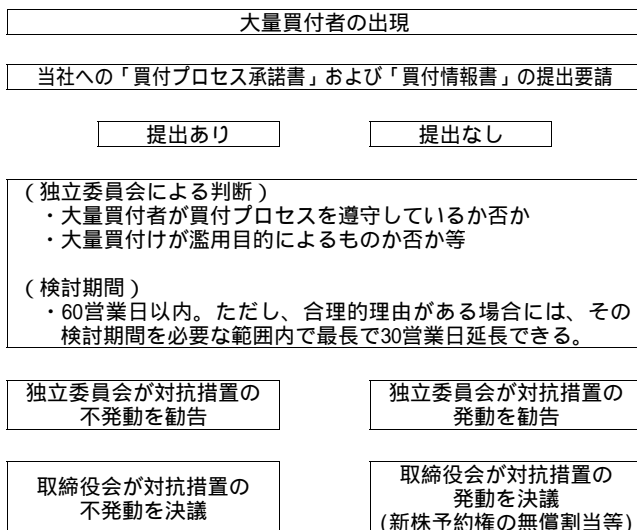
なお、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、株主の皆様において、新株予約権行使の手続は必要ありません。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を当社取締役会が決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、例えば、大量買付者が大量買付け等を撤回する等の事情により、当社が、新株予約権の割当てを中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様には、株価の変動により相応の損害が発生する場合があります。

以上

## 別紙 1

本プランの内容（大量買付けが開始された場合のフローチャート）



(注)上記フローチャートは、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に対する理解を容易にすることを目的として作成したものであります。  
詳細については本文をご覧ください。

## 新株予約権の要項

### ・ 本新株予約権の内容

#### (a) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める割当てにかかる基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

#### (b) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

#### (c) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は 1 円以上とする。

#### (d) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

当社取締役会が別途定めるものとする。

#### (e) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### (f) 本新株予約権の行使条件

1) 以下のいずれかに該当する者は本新株予約権を行使できない。

大量買付者（注 1）

大量買付者の共同保有者（注 2）

大量買付者の特別関係者（注 3）

ないし に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

ないし に該当する者の関連者（実質的に、大量買付者が支配し、大量買付者に支配されもしくは大量買付者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または大量買付者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。）

注 1：「大量買付者」とは、（ ）当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。）について、保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれるものを含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。））とその共同保有者（注 2 に定義される。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）の合計が 20% 以上となった者またはそのようになったと当社取締役会が認める者、または（ ）当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）について、買付け後における公開買付（同法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）者とその特別関係者（注 3 に定義される。）の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。）が 20% 以上となる公開買付けの開始公告を行った者をいう。

注 2：「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

注 3：「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

- 2) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、 所定の手続の履行もしくは 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、またはその双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
  - 3) 上記2)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 および を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
  - 4) 上記1)ないし3)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (g) 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から2か月以内の当社取締役会が別途定める期間とする。

(h) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株を交付することにより、上記(f) 1)記載の「ないし」のいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができる。

(i) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の本新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が別途定めるものとする。

(j) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(k) 本新株予約権の消却事由等

本新株予約権の消却事由および消却条件は、これを定めない。

・ 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てにかかる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

・ 本新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会が別途定めるものとする。

・ 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、上記に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

独立委員会規則

第 1 条（目的）

- 1 独立委員会は、当社株式の大量買付けが行われようとしている場合、または行われた場合において、当該大量買付けを行う大量買付者が買付プロセスを遵守しているか否か、および当該大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を損なうなどの濫用目的によるものか否かを公正・中立な第三者の視点から判断し、当社取締役会が当該大量買付けへの対抗措置として新株予約権の無償割当等を行うことが相当かどうかを取締役に勧告することにより、当社取締役会による恣意的な判断または過剰な対抗措置を防止することを目的として設置されるものとする。
- 2 本規則において用いられる用語は、別途明示に定められる場合を除き、本プラン（当社取締役会にて決議され、株主総会による承認を得た「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」をいう。以下同じ。）で定義された意味と同一の意味を有するものとする。

第 2 条（設置）

独立委員会は、当社取締役会がこれを設置する。

第 3 条（組織）

- 1 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 2 独立委員会委員は、3名以上とする。
- 3 独立委員会委員は、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、以下の条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
  - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがないこと
  - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でないこと
  - (3) 当社等との間に特別利害関係がないこと
- 4 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

第 4 条（任期）

独立委員会委員の任期は、選任された日から 2 回目に到来する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就任後最初に到来する本プランの有効期限が経過したとき
- (2) 当社社外取締役または当社社外監査役である独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなったとき

## 第5条（職務）

- 1 独立委員会は、大量買付者から当社取締役会に提出された買付情報書に記載された情報に基づいて、以下の各号に掲げる事項を検討の上決議し、大量買付者から情報提供が完全に行われた日の翌日から起算して60営業日以内（ただし、合理的な理由がある場合には、必要な範囲内で最長で30営業日間延長できるものとする。）に当社取締役会に対して勧告を行う。
  - (1) 大量買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど濫用目的によるものか否か
  - (2) 新株予約権の無償割当の適否
  - (3) その他、本プランに関し当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 2 独立委員会は、前項の勧告を行うにあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から判断しなければならず、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 3 独立委員会は、第1項各号に掲げる事項に加え、以下の各号に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 大量買付者から得た情報、独立委員会の決定および当社取締役会の決定等、本プランに関する情報につき株主に対して開示すべき時期および開示すべき内容の決定
  - (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - (3) 大量買付者が買収プロセスを遵守しているか否かについての判断
  - (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- 4 独立委員会は、買付情報書の記載内容が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じてまたは独自に、大量買付者に対し、情報を追加的に提出するよう求めるものとする。
- 5 独立委員会は、大量買付者から買付情報書および当社取締役会または独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対して、所定の合理的な期間内に、大量買付者の大量買付けの内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができる。
- 6 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができる。

#### 第6条（招集）

- 1 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付けがなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。
- 3 独立委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに独立委員会を開催することができる。

#### 第7条（議長）

- 1 独立委員会の議長は、独立委員会で予め定めた者がこれに当たる。
- 2 前項に規定する者に事故あるときは、予め独立委員会で定めた順序により、他の独立委員会委員が代行する。

#### 第8条（決議の方法）

- 1 独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会委員は、決議に参加することができない。
- 4 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告しなければならない。
- 5 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

#### 第9条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

#### 第10条（株主等への情報の開示）

独立委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。

#### 第11条（改廃）

本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

付 則

本規則は、平成19年6月27日より施行する。

別紙 4

独立委員会の委員略歴

< 社外取締役 >

梅原 馨 (うめはら かおる)

(略歴)

昭和32年4月	共和証券株式会社	入社
昭和35年11月	共和証券株式会社	取締役
昭和56年11月	共和証券株式会社	取締役社長 (現職)
平成10年6月	当社社外取締役	(現職)
平成11年7月	東証正会員協会	会長
平成16年6月	株式会社ジャスダック	監査役
平成16年7月	日本証券業協会	理事

< 社外監査役 >

金田 尚武 (かねだ よしたけ)

(略歴)

昭和44年4月	大阪証券取引所	入所
平成13年2月	大阪証券取引所	調査部長
平成14年6月	大阪証券取引所	監査役
平成16年6月	大阪証券取引所	取締役
平成17年6月	当社社外監査役	(現職)
平成17年8月	財団法人日本証券経済研究所	理事 (現職)

< 社外監査役 >

角谷 正彦 (かどたに まさひこ)

(略歴)

昭和33年4月	大蔵省入省	
昭和58年6月	東海財務局長	
昭和63年6月	大蔵省証券局長	
平成2年6月	国税庁長官	
平成6年12月	中小企業金融公庫	総裁
平成12年1月	株式会社日本興業銀行	顧問
平成16年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ	監査役 (現職)
平成18年6月	当社社外監査役	(現職)

当面、独立委員会委員は、上記3名とし、今後必要に応じ増員を行うことがあります。

以上

## 別紙 5

## 当社株式の状況（平成19年3月31日現在）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 299,171,000株 |
| 2. 発行済株式総数    | 145,770,261株 |
| 3. 株主数        | 27,257名      |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,176千株	6.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,919千株	6.80%
ドイツエバンクアーゲー ロンドン610	3,548千株	2.43%
クラリデンバンク	3,387千株	2.32%
ドイツ証券株式会社	2,375千株	1.63%
ピー・エヌ・ピー・バリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド (ピー・エヌ・ピー・バリバ証券会社)	2,362千株	1.62%
ユービーエスエイジー ロンドン アジア エクイティーズ	2,291千株	1.57%
株式会社りそな銀行	2,229千株	1.53%
大和生命保険株式会社	2,139千株	1.47%
クレディスイスセキュリティーズ (ヨーロッパ)リミテッド	1,751千株	1.20%

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町1番10号 日証館7階 当社本店



## 交通のご案内

東京メトロ	日比谷線・東西線	「茅場町」駅	10番出口	徒歩5分
東京メトロ	銀座線・東西線	「日本橋」駅	B10番出口	徒歩6分
都営地下鉄	浅草線	「日本橋」駅	D2番出口	徒歩5分
東京メトロ	半蔵門線・銀座線	「三越前」駅	B6番出口	徒歩7分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。